

第16編 上下水道部

水道事業

1 水道事業の概要

当市の水道の歴史は、旧釧路市では大正13年に鶴ヶ岱浄水場の建設工事に着手し、昭和2年1月1日に通水を開始し、昭和38年には釧路村（昭和55年に町制施行）へ区域外給水を展開した。一方、旧阿寒町では阿寒湖畔で昭和33年に、阿寒市街地で昭和37年に供用を開始し、旧音別町では昭和33年に音別町簡易水道事業、昭和37年に直別地区簡易水道事業、昭和54年に二俣飲料水供給施設を整備した。

旧釧路市は、当時、給水人口6万人、配水能力8,300トンの規模であったが、市勢は着々と発展し、需要水量も目を見張る伸びを示し、これに対応した拡張事業を相次いで計画、施工し現在に至っている。この間、第1回拡張事業で愛国浄水場を昭和34年に建設し、昭和41年には第2回拡張事業、昭和46年には第3回拡張事業を実施している。

現在、釧路地区では、愛国浄水場更新に取り組んでおり、第一期工事の配水施設更新では、平成24年度から配水池更新や送配水ポンプ場建設などを実施し、平成28年度に完了したところである。また、第二期工事の浄水施設更新は平成29年度に着工し、令和6年度に竣工を予定している。一方、阿寒地区では、阿寒湖畔浄水場更新事業として、平成26年2月に膜ろ過施設が完成し、同年3月から通水を開始している。

	釧路地区		阿寒地区		音別地区
水道名	釧路市上水道	山花簡易水道	阿寒簡易水道	阿寒湖畔簡易水道	音別簡易水道
水源の種別	表流水 (新釧路川)	地下水	表流水、伏流水 (シュンクシタカラ川)	表流水 (チップ川)	地下水
浄水施設	愛国浄水場	山花簡易水道施設	阿寒浄水場	阿寒湖畔浄水場	音別浄水場 直別浄水場
浄水方法	急速ろ過	消毒	急速ろ過	膜ろ過	膜ろ過

2 給配水の状況

区分	年度		29年度 地区別内訳		
	28	29	釧路地区	阿寒地区	音別地区
計画給水人口(人)	191,610	191,610	183,703	5,000	2,907
給水区域内人口A(人) (釧路町セチリ太地区を含む)	188,940	186,495	180,613	4,189	1,693
給水人口B(人)	188,831	186,389	180,566	4,132	1,691
普及率B/A(%)	99.9	99.9	100.0	98.6	99.9
給水戸数(戸)	92,206	91,743	88,868	1,998	877
一日配水能力(m ³)	69,744	69,744	63,520	4,500	1,724
年間配水量(m ³)	21,809,825	21,225,632	19,943,319	1,019,148	263,165
年間有収水量(m ³)	18,648,381	18,523,546	17,530,701	809,380	183,465
有収率(%)	85.5	87.3	87.9	79.4	69.7
一日最大配水量(m ³)	66,833	63,653	59,448	3,413	792
一日平均配水量(m ³)	59,753	58,152	54,639	2,792	721
一人一日最大配水量(ℓ)	354	342	329	826	468
一人一日平均配水量(ℓ)	316	312	303	676	426

3 水道料金

(平成31年4月1日現在)

用途別	メーターの口径	1 か 月 の 料 金		
		基 本 料 金		従量料金 (1 m ³ につき)
		基 本 水 量	金 額	
家 事 用	—	—	1,339円	8 m ³ まで 12.29円 8 m ³ を超える分 202.60円
業 務 用	13mm	8 m ³ まで	1,623円	基本水量を超える分 289.09円
	20mm		2,152円	
	25mm		3,249円	
	40mm		9,081円	
	50mm		21,774円	
	75mm		36,342円	
	100mm		56,338円	
	150mm		115,844円	
200mm	163,809円			
浴 場 用	—	80 m ³ まで	2,318円	基本水量を超える分 38.88円
臨 時 用	1 m ³ につき		542.16円	

※上記水道料金は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※業務用の料金は、[メーター口径]と[検針が毎月か隔月か]を基に計算する

※平成24年度より阿寒地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

4 負担金

メーターの口径	負 担 金
13mm	32,400円
20mm	108,000円
25mm	172,800円
40mm	540,000円
50mm	831,600円
75mm	2,008,800円
100mm	3,456,000円
150mm	7,452,000円
200mm	10,476,000円

(1) 給水装置(業務用)の新設工事または水道メーターの口径の増径を伴う改造工事の際徴収。

(2) 改造工事の場合は、新口径と旧口径に係る負担金との差額。

※左記負担金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

5 検針・料金収納

(1) 釧路地区の検針・料金収納業務は包括的民間委託を行っている。

(2) 家事用の検針は毎月1日から10日までの期間に地域を区分し隔月で行っている。業務用は毎月検針を基本としている。

(3) 料金の収納は自主納付を基本とし、口座振替と納付制となっている。

30年度取扱実績	釧 路 地 区	阿 寒 地 区	音 別 地 区
口 座 振 替	72.2%	72.9%	66.0%
納 付	27.8%	27.1%	34.0%

(4) 滞納分については、督促及び滞納整理を行い、その状況に応じて給水停止を行っている。

6 施設の整備

令和元年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
第3回拡張事業	1,725,707	愛国浄水場浄水施設土木・建築 愛国浄水場浄水施設更新水処理プラント設備工事 愛国浄水場工事管理業務委託 愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務委託 釧路川水系新釧路川水利使用許可申請書作成業務委託
配水管整備事業	738,843	配水管更新等(φ50～φ300)延長 3,051m 消火栓新設等 水道管路更新検討業務委託(鉄西系統、市内高区・緑ヶ岡系統、鉄北系統、東釧路・貝塚系統、送水管) 設計委託等
浄水場施設整備事業	89,650	計装設備更新 計装監視制御設備更新
簡易水道整備事業	86,695	阿寒浄水場取水井戸認可変更業務委託等 阿寒浄水場計装設備更新等 音別浄水場計装設備更新等 消火栓移設
メーター整備事業	423,219	メーター整備 新設 1,023個 更新 10,786個
水質検査機器整備事業	4,461	水質検査機器整備等
計	3,068,575	

7 上下水道事業の庁舎概要

所在地 釧路市南大通2丁目1番121号(南大通りビル)
 建設年月日 昭和63年10月20日(同11月14日移転)
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り、地下1階地上9階建
 延床面積(2階部分) 1,201.12㎡
 建設費(負担分) 約299,210,000円
 ※橋南西会館、その他民間テナント、マンションが入居している複合ビル

工業用水道事業

1 工業用水道事業の概要

当市の工業用水道の歴史は、昭和50年に施設建設工事に着手し、昭和51年10月1日に給水を開始した。当時は給水事業所1社、配水能力6,360トンの規模であったが、企業誘致による用水型企業の稼働により需要水量も増加、現在は4社に供給し配水能力は15,000トンとなっている。

2 給配水の状況

区分	年度	28	29
給水事業所数(社)		4	3
計画配水能力(m ³)		20,000	20,000
現在配水能力(m ³)		15,000	15,000
契約水量(m ³)		8,884	8,901
契約率(%)		59.2	59.3
年間総配水量(m ³)		1,656,856	1,617,641
年間有収水量(m ³)		1,623,139	1,587,042
有収率(%)		98.0	98.1
一日最大配水量(m ³)		7,828	6,894
一日平均配水量(m ³)		4,539	4,432

3 工業用水道料金

(平成31年4月1日現在)

用途別	料金	契約体系	料金(1m ³ につき)		
			基本料金	特定料金	超過料金
工業用		契約水量制 最低契約水量100m ³	20.52円	20.52円	41.04円

※上記工業用水道料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

4 施設の整備

令和元年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
施設電気設備更新事業	7,150	非常用自家発電装置等実施設計
取水井戸設備更新事業	2,310	取水井戸ポンプ更新1基

下水道事業

1 計画の概要

(1) 事業計画

ア 計画処理面積	4,845ha	カ ポンプ場	12カ所
イ 計画処理人口	153,830人	キ 計画事業費	181,509,309千円
ウ 下水管渠計画延長	1,838,995m	ク 下水排除方式	分流式一部合流式
エ 処理区	6処理区	ケ 下水管配管方式	遮集式(ポンプ排水圧送併用)
オ 終末処理場	6カ所		

2 進捗状況

種 別	事業計画	30年度末	進 捗 率
計画処理面積	4,845ha	4,542ha	93.7%
計画処理人口	153,830人	166,160人	108.0%
下水道管渠延長	1,838,995m	1,478,129m	80.4%

各種普及率(%)

普及率 (処理区域人口/行政人口×100)	98.5% (166,160/168,730×100)
水洗化率 (水洗化人口/処理区域人口×100)	95.6% (158,922/166,160×100)

3 下水道使用料

(1) 水量にかかるもの

(平成31年4月1日現在)

種 別	1 か 月 の 使 用 料		
	汚 水 排 除 量	使 用 料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	8 m ³ まで	1,661円	717円
超過使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	230.04円	100.44円
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	260.28円	110.16円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	301.32円	126.36円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	340.20円	143.64円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	366.12円	157.68円
	1,000 m ³ を超える部分	384.48円	165.24円
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場については、1 m ³ につき19.44円とする。			
阿寒湖温泉地区の温泉水の 汚水に係る使用料	汚水排除量 1,000 m ³ 未満	使用料 1 m ³ につき 10.90円	
	汚水排除量 1,000 m ³ 以上	基本使用料100 m ³ まで 20,487.60円 超過使用料 1 m ³ につき 10.90円	

※上記の下水道使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※汚水排除量は、水道の使用水量と同じとしている

※使用料の徴収は水道料金と同時に行っており、家事用は隔月、業務用は毎月徴収している

※平成24年度より阿寒湖温泉地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

(2) 水質にかかるもの

(平成31年4月1日現在)

汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量	使用料(税込) (1m ³ につき)	備 考
200mgを超え 300mgまで	20.52円	この表に掲げる数値は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法により検定した数値とする。
300mgを超え 400mgまで	41.04円	
400mgを超え 600mgまで	82.08円	
600mgを超え 1,000mgまで	164.16円	

4 終末処理場の建設

(1) 古川終末処理場

昭和54年度高級処理施設が完成したが、その後増設工事を行い、現在処理能力67,200m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市古川町7番地4

イ 敷地面積 11.71ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 3,083ha (うち釧路町 579haを含む)

(イ) 人口 110,820人 (うち釧路町17,220人を含む)

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(2) 白樺終末処理場

海域汚濁防止を主眼として建設し、昭和56年度から供用開始し、その後増設工事を行い、現在処理能力9,525m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市益浦4丁目8番11号

イ 敷地面積 3.44ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 511ha

(イ) 人口 15,680人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(3) 大楽毛終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力23,000m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市星が浦南6丁目9番27号

イ 敷地面積 12.70ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 1,425ha

(イ) 人口 38,940人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(4) 阿寒湖畔下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力7,350m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町シアンヌ7番地

イ 敷地面積 1.18ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 80ha

(イ) 人口 11,250人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(5) 阿寒下水終末処理場

平成8年度から供用を開始し、現在処理能力900m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町仲町1丁目16番1号

イ 敷地面積 0.68ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 167ha

(イ) 人口 2,720人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

(6) 音別浄化センター

平成12年度から供用を開始し、現在処理能力1,330m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市音別町海光1丁目31番地

イ 敷地面積 0.98ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 158ha

(イ) 人口 1,550人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

5 受益者負担金・分担金制度

公共下水道事業に係る建設費の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、昭和46年7月に釧路市下水道事業受益者負担金条例を制定、昭和47年度から賦課徴収を実施している。

阿寒地区、音別地区は地方自治法第224条の規定に基づきそれぞれ、平成9年度、平成13年度から受益者分担金を賦課徴収している。

負担区	単価(円/m ²)	設 定	負担区	単価(円/m ²)	設 定
中 央	127円31銭	昭和46. 8. 2	大 楽 毛	395円	平成5. 1. 6
北 部	362円	54. 11. 1	第2貝塚	248円	7. 3. 1
白 樺	338円	56. 12. 21	文 苑	164円	7. 3. 1
春 採	384円	59. 12. 21	大楽毛西	406円	9. 3. 17
古 川	379円	60. 12. 16	鶴 野	406円	10. 3. 16
鳥 取	393円	61. 10. 20	第2文苑	164円	16. 1. 13
貝 塚	388円	63. 11. 1	第2鶴野	182円	16. 1. 13
米 町	407円	平成元. 7. 15	第2大楽毛	245円	17. 1. 31
芦 野	149円	元. 11. 10	第3昭和	177円	18. 2. 16
昭 和	398円	2. 12. 1	桂 恋	405円	19. 3. 7
愛 国	385円	3. 11. 25			
興 津	391円	3. 11. 25	阿 寒	152円	8. 9. 30
益 浦	358円	3. 11. 25	音別(土地)	150~200円	12. 11. 10
仲 の 沢	397円	5. 1. 6	音別(建物)	50,000円 (1戸あたり)	12. 11. 10
第2昭和	177円	5. 1. 6			

6 水洗化の実績

年 度	水 洗 化 件 数		
	水洗トイレ改造	新 築	合 計
28	38	347	385
29	34	338	372
30	30	359	389

7 水洗便所改造資金の助成制度

(1) 融資あっせん制度

処理区域内のくみ取り便所の水洗化を促進するため、トイレ1基につき60万円を限度に改造資金の融資あっせんをしている。返済は月額10,000円で60カ月以内とし、金利は市が負担する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
28	1基 (1戸)	460千円	—	—	—	—
29	2基 (1戸)	1,200千円	—	—	—	—
30	1基 (1戸)	600千円	—	—	—	—

(2) 補助金交付制度

下水道が供給開始された日から3年以内に水洗化工事をする場合、トイレ1基につき4万円の補助金を交付する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
28	1基 (1戸)	40千円	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—